

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 29 年度 第 16 回定例  
11 月 22 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 11 月 22 日に教育委員会第 16 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 29 年 11 月 22 日（水） 開会 14 時 45 分  
閉会 16 時 00 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 齊 藤 行 雄  
委 員 興 直 孝  
委 員 渡 邊 靖 乃  
委 員 藤 井 明  
委 員 加 藤 百合子

事務局（説明員） 鈴 木 一 吉 教育次長  
松 井 和 子 教育監  
水 元 敏 夫 理事（人材育成担当）  
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長  
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長  
赤 堀 健 之 教育政策課長  
木 野 雅 弘 財務課長  
南 谷 高 久 福利課長  
宮 崎 文 秀 義務教育課長  
小野田 裕 之 高校教育課長  
山 崎 勝 之 特別支援教育課長  
山 本 知 成 社会教育課長  
赤 石 達 彦 文化財保護課長  
石 川 誠 静岡教育事務所長  
山 田 泰 巳 静岡西教育事務所長  
河原崎 全 中央図書館長  
塩 崎 克 幸 総合教育センター所長  
後 藤 祐 介 教育総務課人事班主査

#### 4 その他

- (1) 第 23、24、25、26、27、28 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1 は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

#### 【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第 26、27、28 号議案は人事案件であるため、報告事項 1 は議会提出前の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、第 26, 27, 28 号議案及び報告事項 1 は非公開とする。

### 第 23 号議案 平成 29 年 12 月県議会定例会に提出する報告書

教 育 長： 第 23 号議案「平成 29 年 12 月県議会定例会に提出する報告書」について、赤堀教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 各委員からの意見はこの中に反映されているのか。

教育政策課長： 御意見をそのままとはいかないが趣旨をできるだけ考慮して反映している部分もある。

興 委 員： 例えば斉藤委員の意見は 2 ページ目の第 2 章で追加されている形となっているのか。

教育政策課長： そうである。斉藤委員からは特別支援教育について御意見があった。その部分は改めた。また、我々の方でも方針にある ICT について修正を加えている。

興 委 員： 配付された点検評価は見え消し版でなく、全体に含まれているので、この横書きのペーパーが補助資料として添付されているということか。

教育政策課長： そうである。

興 委 員： その添付資料の 1 ページ目、私の意見で総括的評価に記載しないが、重要なものとして総合教育会議と移動教育委員会の取りまとめと記載されている箇所がある。移動教育委員会は年 10 回に渡り実施してきており、回数だけの問題としてではなく、その成果について、水平展開する必要があると思う。それは他の教育委員会に対しても影響力を与える話なので、整理する必要がある。よって意見として下段に移動教育委員会の各教育委員会への水平展開をきちんと打ち出すことが必要と意見している。その対応として「意見のみのため、文言の修正は無し」ということになっているが、そうではなく、この報告書にどのように明記していったらよいのかを問うているのである。意見を言わなければ何も記載しないのではなくそれが意見である。事務局に考えなさいと言っているのである。移動教育委員会がこの点検評価でどういった位置付けとなっているかということ、広報広聴活動である。広報とは自分達の活動を理解してもらうということである。広聴とは広く意見を聞いてそれを施策に反映させることである。そうだとするとそれをどう施策に反映させてきたかという政策展開が必要である。広報広聴活動を年 10 回やっています、というだけでは子供の宣伝にすぎない。それをどう政策に展開して導き出すのかが問われているのであり、そう言った切り口でこの点検評価に活かしていくことが必要だと思う。単なる回数の報告ではなくその中身を多くの委員も移動教育委員会の

意義に立って、その周知の必要性を考え、評価書として発表していくことが必要である。その工夫をお願いしたい。移動教育委員会では議事録をまとめるため、参加した委員の方々に意見を求めていると思うがどうか。

教育政策課長： 議事の要旨はまとめている。

興 委 員： 最終的に議事録はこのようにまとまったと示すことになっていると思う。何をやってきたか、広聴活動とは広く意見を聞いてそれを施策に反映させることが大事である。その点が抜けて 10 回開催したという報告だけなら無意味なことではないか。まだ時間があるのでその点を工夫してほしい。この場で仔細を読んで意見をすることは避ける。追って意見を申し上げる。前回意見をして、アドバイザーの意見を巻末に入れてもらった。それはありがたいと思っている。ただ、参考資料が添付されているがそれが本文に引用されていない。具体的には 1 ページの 2 の点検評価の方法の中で、評価については、基本方針 1～5 に基づく取組を教育委員会において自己評価した後、次の学識経験を有する方による外部評価を実施しました、とある。なお、基本方針 1～5 は、2 期計画の第 1 章～第 5 章に対応していることから、2 期計画の成果指標の進捗状況も踏まえながらも、各種調査結果等も参考に総合的に評価しました。とある。どんな意見だったのかは巻末を読み込んでこの 1 ページ目に触れてほしい。大した作業では無いと思う。他の東京都や神奈川県、横浜市など多くの点検評価を確認してきたが、そこでは、各教育委員会と評価をする方々の意見の場まで設けられてそれが報告書にまとまっている。どういうことかということと地方教育の在り方について、真剣に議論している。今回、武井教授から意見が出されているが、それをどう受け止めるのかは大事なことであるが、そこでは、静岡県教育委員会と真摯に話をしたいという思いが如実に表れている。そうした意見に耳を貸すことなく、流してはいけない。そういった場を静岡県教育委員会も設ける努力が必要だと思う。又、重要なこととして武井教授からは、コミュニティ・スクールの話に言及されている。コミュニティ・スクールは法律で求められており、さらに、この春、法律改正まで行われている。それに基づくコミュニティ・スクールをどうするかについて、各地域の責任となっているので、それを捉えた取り組みをしっかりとっていくことが必要であるときつく問題提起をされている。大事なことはこうした厳しい意見をしっかりと受け止め、点検評価の機会に、まずは、議論・共有し、それをこのように入れていこうということが必要である。

教育政策課長： 興委員御指摘のとおり、移動教育委員会の広聴広報の場として施策に反映するということもあるが、他にも広聴的な業務は行っている。そこからどういった施策展開を行ったかということを表すのは難しい部分である。もう 1 点、御指摘のあったコミュニティ・スクールについては、我々も武井教授から話は受けている。10 ページ下段第 3 章に「なお、

法定のコミュニティ・スクールについても、今後実施に向けた議論を進めていく必要がある。」と表記し、問題意識を持っている。武井教授からは、しずおか型コミュニティ・スクールを進めているが、法定のコミュニティ・スクールをもっと進めていった方が学校にとってもよいのではないかという提案だと理解している。

興 委 員： 教育政策課長が言ったように武井教授の指摘では、しずおか型コミュニティ・スクールで了とするのではなく、本年春先に法律改正が行われており、この問題をしっかり受け止めてやっていくことが必要だと仰っている。私がお願いしたいのは武井教授からこのような意見があった、それについてはこのように記載するというプレゼンテーションがないと看過してしまう。点検評価の中で現状の社会の実態はどうであるのか、コミュニティ・スクールで要となっている運営協議会が法律改正で教育委員会の係りが規定されるようになっている。人事の問題について、どのような事項を対象とするかについて、各教育委員会の決定で判断していく、各教育委員会の自主的な判断が今回の法律改正で盛り込まれている部分である。そういったことも含めてみんなで考えて行くことも必要だと思う。まとめるに当たって、問題を顕在化し担当課長が今回の報告書はこのようになると説明してほしい。その点を顕在化することなく、無視し、流してしまうと、点検評価の中で何が重要ことだったのか見えてこなくなるのではと憂慮する。武井教授のみならず多くの方の意見を読んでみたが、従来は事務局が意見聴取を行っていたが、今後は教育委員会が直接やる必要があるのではないかと感じた。東京都と神奈川県は外部アドバイザーとして有識者が入って議論が進められている。他方、現在、静岡県では3人の大学関係者が入っているが、会議の場に、この数年、その内の一人は、意見だけを出すこととなってしまっている。そうした人が外部アドバイザーとして、継続していいとは思わない。真剣に静岡県教育行政について考えている人、大所高所から静岡県教育の在り方について御意見をいただける人に入ってもらい、外部アドバイザーとして意見をいただくことが必要だと思う。

教 育 長： 只今の御意見についてどうか。

教育政策課長： 評価のあり方について、見直していかなければならない点はあると思う。興委員から御指摘いただいた点はしっかり受け止めていく。

興 委 員： 私の意見は教育委員会全体で決定した意見では無い。その問題を共有し議論して、結論として特に問題ないというのであれば、仕方ないことである。ただしそれが具体の意見ではないので記載しないというのではよくない。移動教育委員会は、県教育委員会と訪問先の教育委員会の教育長をはじめ、全ての教育委員と一緒に現場を確認し、行っているものである。この会合は、他で行われている広聴活動と比較してウェイトの低いものではない。現場での結果を大きな問題として教育委員会の成果として、どのように水平展開していくという意識が必要

であり、そうした認識が教委の現場になれば止めた方がよい。担当課長の認識がその程度であれば憂慮せざるを得ない。移動教育委員会を年 10 回も実施していることは大変な活動であり、かつ成果だと思うが斉藤委員はどう考えるか伺う。

斉藤委員： 同感である。

教育政策課長： 私が説明したことは、施策と直接結び付けて報告書の中に記載することは難しいと申し上げた。静岡県教育委員会が移動教育委員会を年 10 回開催していることは他県でもあまり例がないと聞いている。当然、重要な事業であると認識している。

興委員： 広く意見を聞いて政策展開することが重要である。その視点がなく、ただ広く意見を聞きましたというだけということがよくない。我々も 10 回の移動教育委員会を開催したのであるので、それらの結果を定例会でまとめて、どのような意見があったのか机に出して、どのように教育行政に活かしていくのか、そういった定例会であってもよいし、あるべきものと思う。

教育長： 興委員が指摘したように移動教育委員会が出た意見を活用しながら次年度に向けた資料としていく。そういった発想が必要である。

渡邊委員： 移動教育委員会で行った会場や場所だけでなく、その時の話題や目的、どういった成果があったのかを短いレポートでもいいので追加してはどうか。件名のみでも何を目的に移動教育委員会として行ったのかがわかる。110 ページに追記してあるだけでも違う。我々が行く移動教育委員会を大名行列のように捉え、受け入れる方は迷惑だという論調で報道するとか、フェイスブック上で教育委員がこんなことを言っていたとアップされている事実がある。よって、我々の移動教育委員会はそういった目的でやっているものでないことが県民にわかる工夫を心がけてほしい。そうすれば我々が移動教育委員会を行った目的やそこで発言したことの趣旨が実績として残るので、単に行った箇所を示すだけでなくプラスアルファの効果があったことが分かる工夫をしてほしい。

興委員： 今、御指摘のあった点は同感である。何をやったかだけでなく、他の教育委員会に対してもこういったことをやっていることが示せれば水平展開していく視点からも有効である。2010 年 8 月 1 日に移動教育委員会に浜松市議 30 人参加という静岡新聞報道がある。地域的な特性があるかもしれないが、移動教育委員会を報道で取り上げるなど県民はその活動を見ている。多くの市町教育委員会にとっても我々の活動は期待に応えられる情報だと思う。どんな議論をしているのか分かるような周知をしていくことも必要である。移動教育委員会の当事者間同士だけでなく、他の市町教育委員会にも周知することを考えてほしい。

教育政策課長： ホームページに移動教育委員会での議論は要旨をまとめて掲載する。それを見ていただくよう市町教育委員会に周知を行う。

教育長： せっかく行っている移動教育委員会なのでそれを記録として残すだけ

でなく、プラスアルファとして次年度以降に展開できるようにしたい。そうならば一般の方々も教育委員会は頑張っていると思う。そういった前向きの考え方で取り組んでいけばいいと思う。

興 委 員： 教育長がそのように統括されたので是非お願いしたい。多くの都道府県や横浜市などの政令市では、今回の問題についてこのような意見があったので、次の施策にこのように活かしていくというようにコミットしている。その点が大事であって点検を評価する方々にとっては自分達の意見が活かされるかそうでないかによって、重要な認識で関わってほしいと思う。彼等が教育委員会の活動にどのようなシビアな意見を持っていたのか、それを私達教育委員会が次回の教育委員会活動にどう活かしていくのかというメッセージを明確に記載していくことが点検評価の意味であるので、それを議会に報告することが私達の責務である。

教 育 長： できるだけ「見える化」して次年度以降の施策、予算に反映していく。

藤 井 委 員： 渡邊委員からも指摘があったように 110 ページの一覧表に少なくともいいので移動教育委員会ですらどういった議論がなされたのかを示すことは作業として可能なのか。

教育政策課長： 例えばどういったテーマだったかを加えることは作業としては簡単である。

藤 井 委 員： 点検評価なので自分達が何をやったかでなく、どういったことが起こったのかという点が網羅されるとよい。

渡 邊 委 員： できれば詳しく記載してほしいが、いたずらに事務量を増やすことはしたくない。

教育政策課長： テーマを示すことはできるが、そこで上がる話題は多岐にわたるので、どれが主体の議題なのか、まとめるのが難しい。よって今回はテーマを示すことのみをしたい。

藤 井 委 員： そうであれば一覧表に肉付けすると同時に一番最初か最後にこれらの移動教育委員会の開催を通じて、次年度以降の施策の改善につなげていくとはっきり示してほしい。

教育政策課長： 総括の冒頭ということか。

藤 井 委 員： 移動教育委員会の一覧が掲載してある表の冒頭か最後に掲載してほしい。

教育政策課長： 承知した。

渡 邊 委 員： 何のための移動教育委員会なのか分かるようにしてほしい。

教育政策課長： 総合教育会議の案件一覧のページがあるがそれと同様に作成し、そこにコメントも挿入する。

教 育 長： コンパクトにして次年度につながるようなキーワードを示せばよい。

興 委 員： 東京都や神奈川県、横浜市の点検評価も確認しているので、後程、プリントアウトした資料を教育次長に渡しておく。外部有識者とどういった議論をしてどのような意見が出されているのか、横浜市などはその点が薄い資料であるが、アタッチメントとしては、詳細バージョン

を添付している。外部評価者と自分達のやりとりをメインにした報告書となっており、それを議会に報告することになっている。静岡県教委の報告書は個別の話がメインとなっている。こういったやり方がよいのかは方法論でしかない。生かすように今後考えてほしい。もう1点、地教行法が法律改正されており、文科省からも文書通達されている。そういったことが教育委員会に一切上がっていないことは残念である。その点については武井教授がコメントとして苦言を呈している。最新の国の動静や転換をタイミングよく報告してほしい。

- 教 育 長： 他に質疑等はあるか。  
全 委 員： (特になし)  
教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。  
全 委 員： (異議なし)  
教 育 長： 第23号議案を原案のとおり可決する。

## 第24号議案 平成30年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校(視覚障害)高等部専攻科 生徒募集計画

### 第25号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

- 教 育 長： 第24号議案「平成30年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校(視覚障害)高等部専攻科 生徒募集計画」、第25号議案「静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則」について、山崎特別支援教育課長より説明願う。
- 特別支援教育課長： <議案についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 原案について異論はない。年度途中で他から転入したりニーズが生じた場合の編入等は柔軟に対応するのか。
- 特別支援教育課長： 本来は年度当初に受検することになるが他に選択肢はないので、校長が認める形で受け入れておりほぼ断ったケースはない。
- 藤 井 委 員： 「募集」という言い方をしているが実際は「受け入れ」なのか。
- 特別支援教育課長： そうである。希望者数に応じた学級数を設置している。
- 藤 井 委 員： 試験はないのか。
- 特別支援教育課長： 「選考」という形で実施している。学力を判断するというよりも特別支援学校に適した障害の程度であるのかを見極めることになる。ただし分校については、高等学校内に教室を設置しているため定員を設けている。不合格となった場合は本校を再度受検できるようになっている。
- 斉 藤 委 員： 聴覚特別支援学校の専攻科の理容科はそのニーズがなくなったということで募集を停止するのか。
- 特別支援教育課長： そうである。
- 斉 藤 委 員： 浜松視覚特別支援学校の専攻科に「理療」と「保健理療」とあるが、内容としてはマッサージやはり灸ということか。
- 特別支援教育課長： そうである。修業年限は3年となる。「理療」はあんまマッサージ指



圧師とはり灸の受験資格が取得できる。「保健理療」はあんまマッサージ指圧までとなり、はり灸は含まない。学びのボリュームが違ってくる。

齊藤委員： この分野のニーズはあるということか。

特別支援教育課長： そうである。理容と違い視覚の障害を持った方の進路としてこちらに進む方は多い。

理事（人材育成）： 時々、理療科の教員採用を行う時もある。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： （異議なし）

教育長： 第24、25号議案を原案のとおり可決する。

（会議の非公開）

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

#### ＜非＞報告事項1 平成30年度当初予算部局調整案の概要

教育長： 報告事項1「平成30年度当初予算部局調整案の概要」について、木野財務課長より説明願う。

財務課長： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 三島北高校のスーパーグローバルハイスクールについて、国からの補助金が無くなるということでのどのように継続していくのかという議論が以前あったが、その部分の予算確保はしているのか。

高校教育課長： 現在、検討しているところでは、魅力ある学校づくりの中で三島北高校を英語教育のコアスクールと位置付けて、県予算を充当したいと考えている。

財務課長： 資料の1枚目右欄の「魅力ある学校づくり推進事業ほか新規事業」の1億円に含まれる。ある程度分野を区切って想定される学校に支援することを考えている。

藤井委員： この案の作成に当って、計上したかったが予算の総枠の観点から優先順位は高くても上げられなかった事業はあるのか。

財務課長： 逆に要求できないかもしれないが重点事業で上げているものがある。

藤井委員： 経験則からこの案はどの程度予算化されるのか。

財務課長： 財政の施策だと県の基金が減少している中で、前年度の予算を100パーセントベースの最低ラインとして調整するので優先順位をどのようにするのか、という調整となる。国庫補助が充当できる事業はよいが県単独予算で行う事業については、計画や在り方を検討中の事業などはノルマは厳しいと思う。要求は現場からの要求なのでその点を理解してもらい、教育委員会事務局の予算要求額は確保したいと考えている。

- 齊藤委員：部活動指導員の配置について、財源は国は2分の1ということか。
- 財務課長：国庫補助は3分の1である。市町が3分の1、県が3分の1となり、それは中学校までである。県立高等学校は県単独100パーセントでの財源確保を考えている。
- 齊藤委員：県立高校の部活動指導員は何名程度の配置を考えているのか。
- 財務課長：30名程度を考えている。
- 理事（人材育成）：本年度後半で、10校のモデル校を指定し展開している。それを3倍程度に増やすことになる。
- 齊藤委員：校舎の長寿命化改修は一旦区切りを付けて修繕に重点を置くということであるが、長寿命化と修繕はどう違うのか。
- 財務課長：本来、建築物は20年に1回屋上防水工事や外壁補修工事をやるのが通常であるが、本県の場合、平成13年度から耐震化を重点的に進めてきた。その結果、計画修繕が行われなかったため積み残しの修繕が多く残ってしまっている。全ての建物が老朽化しているので、公的な建築物について平成32年度までに今後の計画を立てるよう国からの指示がきている。計画を立てるとなると毎年、3校ずつ建替えとなり、経費もかなり増える。それまでのここ1～2年で積み残した修繕をやりたいので長寿命化改修は一旦の区切りとする。どの建築物を建替えるのか、または大規模改修をするのか、その計画を立てるのは来年度となる。
- 藤井委員：昨年度は政令市への権限委譲があつて人件費の部分でかなりの減があつたが、本年度はそういった要因はないと考えてよいか。
- 財務課長：そうである。平準化しているので給与改定分だけ上がっている。
- 齊藤委員：4ページ目の3（1）学びのセーフティネットの構築に、「高等学校就学支援等事業費」とある。これは貸与型でなく返済が不要な支援金ということか。また、これは国からの交付金や補助金をそのまま学校等を経由して生徒に直接給付されるのか。
- 教育政策課長：授業料の部分となるので貸与は別の事業となる。
- 齊藤委員：対象となるのは何名程度か。
- 教育政策課長：8割程度の生徒が対象となる。
- 理事（人材育成）：910万円の所得制限がある。
- 齊藤委員：私学と公立の授業料負担のギャップを縮めるということによってこういった事業が始つたと理解しているがそういったことではないのか。
- 教育政策課長：以前は全員が無償であつた。しかし高額所得者はそこから外している。私学の場合、公立の授業料と同じ金額が支援されてさらに階段状に所得に応じて支援がなされている。
- 教育次長：就学支援制度とは別に授業料の減免制度がある。授業料を減免した場合も併せて就学支援を県で行う。
- 教育長：他に意見は無いか。
- 全委員：（特になし）
- 教育長：報告事項1を了承する。

**<非>第 26 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

**<非>第 27 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

**<非>第 28 号議案 教職員の人事異動**

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 29 年度第 16 回教育委員会定例会を閉会とする。